

## 家畜共済重要事項説明書

この重要事項説明書は、家畜共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要な事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ここに記載した重要事項のほか、ご契約に関する事項は「ホームページの定款や事業規程等」に掲載していますのでご確認ください。

なお、ご不明の点等がございましたら、最寄りの組合支所（ホームページ内「NOSAI 宮城の概要」を参考）にご連絡ください。

令和2年4月

## 目 次

No.	記 載 内 容	ページ
1	加入資格者	P. 3
2	加入申込みによる共済関係（契約）の成立	P. 3
3	引受審査	P. 3
4	補償対象家畜	P. 4
5	共済金の支払対象となる事故	P. 5
6	共済事故の一部事故除外（事故除外選択）	P. 6
7	共済金の支払額	P. 8
8	共済金が支払えない場合等	P. 9
9	待期間	P. 10
10	共済責任の開始及び共済責任期間（補償期間）	P. 11
11	共済掛金率	P. 11
12	共済価額	P. 11
13	共済金額（補償額）	P. 11
14	共済掛金	P. 12
15	共済掛金の納入方法	P. 12
16	共済掛金の納入期限の取扱い	P. 12
17	組合への通知義務	P. 13
18	期末調整	P. 13
19	共済関係の解除	P. 13
20	損害防止の義務	P. 14

## 1 加入資格者

加入できる方は、養畜の業務を営む方（自己の責任と計算において、営利を目的として反復継続して家畜を管理する方）であり、例えば単なる雇用人や一時的に他人の家畜を預かっている方、試験研究機関及び学校等公的機関は加入できません。また、家畜個体識別一括情報照会システム（以下、「牛トレサ情報」という）の利用に協力を得られない場合は加入できません。

肉豚については養畜の業務を営んでいる方ですが、農家単位引受方式への加入者は次の要件も全て満たす方となります。

- (1) 畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のための必要な事項が把握できること。
- (2) 過去3年間において、母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後も当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実であると見込まれること。
- (3) 過去3年間において、飼養する母豚から出生した豚がその方の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めており、かつ、今後も飼養する母豚から出生した豚が、出荷する肉豚のおおむね全頭を占めると見込まれること。
- (4) 過去3年間において肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる卸売市場等に出荷しており、今後も当該卸売市場等に出荷することが確実であると見込まれること。

## 2 加入申込みによる共済関係（契約）の成立

- (1) 家畜共済の契約は、加入される方が別に定めている家畜共済加入申込書に、必要事項を記入・押印して組合に申込みいただき、組合がその申込みを承諾したときに成立します。
- (2) 加入の仕方は、死亡廃用共済（家畜が死亡したとき及び廃用となった場合の補償）と疾病傷害共済（家畜が病気等に罹りその治療に要した経費の補償）があり、両方加入することもできますし、どちらか一方に加入することもできます。
- (3) 家畜共済に加入する組合員は、共済責任の開始前に、共済掛金期間中に飼養する見込みの包括共済区分※のすべての家畜について品種別・用途別に、期首もしくは導入予定時点の月齢別の頭数を申告していただきます。

※ 包括共済家畜区分・・・家畜共済では、制度の安定した運用と被害率抑制を目的に、農家単位で、乳牛、肉用牛などの種類等ごとに全頭加入いただいている。この種類等ごとの区分を『包括共済家畜区分』といいます。

## 3 引受審査

家畜の種類ごとに飼養する全ての家畜を申込んでください。

なお、次に該当するものがあるて、その危険の程度からみて、他の組合員との間に平衡を欠くおそれがある場合は加入することができません。また、個別共済関係にあっては、次のいずれかに該当する場合は加入することができません。

- (1) 疾病にかかり、若しくは傷害を受けているもの、又はその原因が生じているもの

- (2) 12歳を超える牛、明け17歳以上の馬又は6歳を超える種豚
- (3) 発育不全、衰弱、奇形、不具又は悪癖の著しいもの
- (4) 通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあるもの

#### 4 補償対象家畜

補償対象家畜は、牛・馬・豚の3畜種です。各畜種とも加入に際しては年齢制限（加入資格）を設けており、牛の胎児・子牛については、加入者の申し出により補償の対象とすることができます。

また、加入者の方が飼養している家畜で、加入資格のあるものは、包括共済家畜区分ごとにまとめて全頭加入していただきます。

##### 【包括共済関係】

対象家畜		包括共済家畜区分		
		死亡廃用共済	疾病傷害共済	
牛	満24月齢以上の乳牛の雌であって搾乳の用に供されるもの	搾乳牛	乳用牛	
	満24月齢未満の乳牛の雌	育成乳牛		
	牛の胎児のうち乳牛であるもの	肉用牛		
	満24月齢以上の肉用牛の雌であって繁殖の用に供されるもの		繁殖用雌牛	
	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛		育成・肥育牛	
	牛の胎児のうち乳牛でないもの			
馬	満36月齢以上の馬の雌であって繁殖の用に供されるもの	繁殖用雌馬	一般馬	
	繁殖用雌馬及び種雄馬以外の馬	育成・肥育馬		
豚	繁殖用の豚で、出生後5月の末日を経過したものの	種豚	種豚	
	肥育を目的とする豚で、加入資格日齢は出生後第20日の日または離乳の日のいずれか遅い日から第8月の末日までのもの。 ※特定肉豚の場合には上限はありません。	肉豚		

注1 死亡廃用共済、疾病傷害共済はそれぞれ、包括共済の家畜区分ごとに付保割合（補償割合）〔死亡廃用共済〕、選択割合〔疾病傷害共済〕を選択し加入することができます。

注2 子牛等の補償を選択した場合、死亡廃用共済では棚卸資産的家畜（育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬）に子牛・胎児が、疾病傷害共済では子牛が補償の対象に含まれます。

注3 加入を選択した包括共済区分に含まれる家畜は、全て加入いただきます。一部

加入ができません。

#### 【個別共済関係】

家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付を受けている牛及び馬であって、家畜1頭ごとに加入します。区分は、「乳用種種雄牛」、「肉用種種雄牛」、「種雄馬」の3区分があります。

#### 5 共済金の支払対象となる事故

家畜共済における共済事故は、牛、馬及び種豚は、死亡、廃用、疾病及び傷害、牛の胎児及び肉豚は死亡だけとなっています。

共済事故発生時に加入者が行わなければならない事項として、死亡、廃用、疾病及び傷害が発生した時は、すぐにその内容を組合に通知するとともに、獣医師の診療（検査）を求める必要があります。

なお、種豚及び肉豚が一般事故で死亡した場合、組合員が死亡豚の画像を組合に送信し通知することで検査を省略できることの選択ができます。詳細は組合にお問い合わせ願います。

##### <死亡廃用共済>

対象家畜の種類	共済事故	説明
すべての家畜	死亡事故	死亡（と殺を除く）。 家畜伝染病予防法に基づく法令殺
牛（胎児を除く）、 馬、種豚	廃用事故	1号 疾病または不慮の傷害によって死にひんしたとき
		2号 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき
		3号 骨折、は行若しくは両眼失明または牛白血病、伝達性牛海綿状脳症その他農林水産大臣が指定する疾患若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき
		4号 盜難その他の理由によって行方不明となった場合であって、その事実が明らかになった日から30日を下回らない範囲内において、事業規程等で定める期間以上生死が明らかでないと
		5号 摺乳牛・育成乳牛、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病または傷害であって、当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失ったとき
		6号 摺乳牛・育成乳牛が治癒の見込みのない泌乳器の疾病または傷害であって、当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったとき
		7号 牛が出生時において奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなとき

注1 死亡事故について、家畜伝染病予防法の規定により家畜の評価額の全額が手当

金、特別手当金又は補償金として交付され、これらを原因とする死亡は共済事故から除外されますが、それは牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラの患畜としてと殺されたことによる死亡及び牛疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラの疑似患畜としてと殺されたことによる死亡並びに家畜伝染病予防法第17条の2第1項に規定する指定家畜（口蹄疫の患畜及び疑似患畜以外であっても殺す必要がある家畜）が殺処分されたことによる死亡です。

注2 3号廃用について、伝達性海綿状脳症または牛白血病は、と畜場で診断され全廃棄となった場合（家畜商等に譲渡した後にと畜場で診断され全廃棄されたことで、組合員等が売渡価格の一部または全部を家畜商等に返還または賠償した場合を含む）も、共済金の支払対象となります。

注3 7号廃用の対象家畜は、「育成乳牛」、「育成・肥育牛」となります。

#### <疾病傷害共済>

対象家畜の種類	共済事故	説明
牛（胎児を除く）、馬、種豚	病傷事故	疾病及び傷害 ※共済金の支払対象となる病気やけがなどにより、獣医師の診療を受けた場合です。

#### 6 共済事故の一部事故除外（事故除外選択）

共済事故の選択とは、共済事故の一部を除外して加入する方法です。このことにより、掛金の負担を軽減することができますが、補償されない事故のリスクを加入者自ら負うことになりますので注意願います。

共済事故の一部事故除外については、死亡廃用共済のみが対象であり、疾病傷害共済では事故除外の加入方式はありません。

また、共済事故を選択（事故除外）できる方は、包括共済関係（肉豚にあっては、農家単位引受方式）で加入し、下表の条件を満たす方です。

#### 【事故除外方式の申出基準】

包括共済対象家畜	基 準
搾乳牛、育成乳牛	ア 当該共済掛金期間の開始の時において、現に飼養する搾乳牛または育成乳牛の頭数が6頭以上であること。 イ 搾乳牛または育成乳牛につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。
繁殖用雌牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬、育成・肥育馬、種豚	当該包括共済家畜区分に係る家畜につき、当該共済掛金期間の開始前5年間にわたり引き続き養畜の業務を営んだ経験を有すること。

【死亡廃用共済における事故除外区分】

事故除外種類	対象家畜の種類	共済金支払対象とする事故		共済金支払いから除外する事故
1号のイ除外	搾乳牛、育成乳牛	火災、伝染病の疾病※1 及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
1号のロ除外	搾乳牛、育成乳牛	・通常の死亡事故 ・火災、伝染病の疾病※1 及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の廃用事故
1号のハ除外	搾乳牛、育成乳牛	死亡事故	1号・2号・3号・4号・7号の廃用	5号、6号の廃用事故
2号のイ除外	繁殖用雌牛、育成・肥育牛	火災、伝染病の疾病※1 及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
2号のロ除外	繁殖用雌牛、育成・肥育牛	・通常の死亡事故 ・火災、伝染病の疾病※1 及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の廃用事故
2号のハ除外	繁殖用雌牛、育成・肥育牛	死亡事故	4号・7号廃用	1号、2号、3号廃用事故
3号除外	繁殖用雌馬、育成・肥育馬	火災、伝染病の疾病※1 及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
4号のイ除外	種豚	火災、伝染病の疾病※1 及び自然災害による死亡・廃用事故		通常の死亡・廃用事故
4号のロ除外	種豚	死亡事故	4号・7号廃用	1号、2号、3号廃用事故
5号除外	特定肉豚	火災・伝染性の疾病※1※2、自然災害による死亡事故		通常のA死亡事故

※1 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病及び同法第4条第1項に規定する届出伝染病に限る。

※2 家畜伝染病にあっては患畜又は疑似患畜（と殺又は殺処分されたものにあっては家畜伝染病予防法第17条又は第20条の規定によるものに限る）、届出伝染病にあっては真症のもの。

## 7 共済金の支払額

### <死亡廃用共済>

次の①、②の算出値のうち、いずれか小さい額を共済金としてお支払いします。

$$\textcircled{1} = (\text{事故家畜の評価額} - \text{肉皮等残存物価額} - \text{補償金}) \times \text{付保割合}$$

$$\textcircled{2} = \text{事故家畜の評価額} - \text{肉皮等残存物価額} - \text{補償金} - \text{手当金}$$

※ ①の場合の残存物価額は、事故家畜の評価額の2分の1を限度とします。

※ 火災、伝染病及び自然災害を除いた通常の事故については、死廃共済金支払限度額の範囲内で共済金が支払われます。

※ ①、②の事故家畜の評価額とも、固定資産的家畜（搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚）については、期首または導入時点の月齢の価額を用い、棚卸資産的家畜（育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬）については、事故時点の月齢の価額を用います。

	固定資産的家畜	棚卸資産的家畜
引受時評価	期首・導入時点の月齢の評価	期末時点の月齢の評価
事故時評価	期首・導入時点の月齢の評価	事故時点の月齢の評価

※ 廃用の場合、肉皮等残存物価額は、廃用家畜の取引価格となります。廃用家畜の取引価格は、次により計算されます。

廃用家畜の取引価格＝廃用家畜の売渡価格－売渡先への返還金

注1 特定事故（火災、伝染病（家畜伝染病予防法に定める家畜伝染病及び届出伝染病）風水害等の自然災害）を除いた一般的な事故については、加入者単位に設定された死廃事故支払共済金限度額の範囲内で共済金が支払われます。

注2 共済金の請求には診断書（検案書）の提出が必要となります。さらに、廃用事故の場合は、業者の買受書、又は家畜販売代金精算書等の事故家畜の販売価額を明らかにする書類を組合に提出してください。廃用家畜は、枝肉（皮、内臓を含む）で販売することを原則とします。廃用家畜を枝肉（皮、内臓を含む）として販売（家畜商等に委託した場合を含む）する場合にあっては、当該廃用家畜のと畜、枝肉処理等を行った施設が発行した当該廃用家畜の枝肉重量、価額及び処理経費が記載された書類を組合に提出してください。

注3 盗難及び行方不明等の場合には盗難被害届、又は遺失物届の証明書もしくは届出書の写しを提出してください。

### <疾病傷害共済>

病傷事故に係る治療費は、病傷給付点数の範囲内であれば何回受診しても共済金として支払われます。ただし、病傷給付基準及び限度点数の範囲を超えた診療費並びに初診料は、加入者の負担となります。

共済金を請求するときは、診断書を組合に提出してください。ただし、指定獣医師の診療を受けた場合で、その診療に係る共済金の受領を指定獣医師に委任するときは、家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状を組合に提出してください。なお、組合獣医師及び組合嘱託獣医師の診療を受けた場合は、限度点数以内は給付対象の診療が共済金の支払いとなりますので共済金の請求は必要ありません。

令和2年1月1日以後に責任を開始するものからは初診料が共済金の支払対象に

なり、初診料を含む診療費の総額のうち1割が加入者の自己負担になります。（共済金から除外される分を除く）

家畜共済診療点数表等で定められた初診料は1,300円です。診療を受けた獣医師や診療センターで定めている初診料との差額は、直接お支払い願います。

## 8 共済金が支払えない場合等

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金の全部または一部をお支払いできないことがありますのでご留意願います。

- (1) 通常すべき管理その他損害防止の義務を怠った場合
  - ・牛トレーサビリティ法に基づく家畜改良センターへの届出等及び飼養家畜の個体管理を行っていないために個体情報の確認が困難な場合も含みます。
- (2) 損害防止の処置に従わなかった場合
- (3) 損害発生通知など通知義務を怠った場合
  - ・提出を遅延した場合、その日数により組合の理事会で定めた免責割合が適用されます。
- (4) 損害発生通知が遅延したことにより対象物が損なわれ、共済事故、死亡年月日、飼養状況（損害防止の適否）等が現地で確認できない場合
- (5) 共済掛金の払込みを遅延した場合
  - ・掛金の分納を行った場合に、第2回目以降の共済掛金の払込みを遅滞し、2週間の猶予期間を経過したときは、払込期限後共済掛金が払込まれるまでの間に発生した事故は全額免責となります。
- (6) 告知義務違反
  - 包括共済関係の申込みの際、次の事実又は事項につき、悪意または重大な過失によってこれを通知せず、または不実の通知をしたとき
    - ・疾病に罹り若しくは傷害を受けているものがあること、または疾病若しくは傷害の原因が生じているものがあること
- (7) 死亡廃用共済に付された家畜であって、廃用に係るものを組合の承諾を得ずにと殺し、または譲り渡した場合（緊急にと殺し、または譲り渡す必要があったこと、及び牛白血病または伝達性海綿状脳症に罹っていることを知らずにと殺し、または譲り渡したことにつき、重大な過失がないことを除く）
- (8) 加入の際に病傷の状態にあった家畜、又はその原因が生じていた病傷によって損害が生じたときは全額免責になります。
- (9) 戦争その他の変乱によって生じた損害
- (10) 加入者の悪意又は重大な過失によって不実の通知をしたときは、全額免責となります。
- (11) 牛白血病による死廃事故について、牛白血病感染拡大防止措置※を実施していないときは、4割免責となります。  
また、と場において、牛白血病と診断され全部廃棄となったことがわかる書類を受け取った後、3日を超えて組合に事故の発生通知をしなかったときは、1割免責となります。

※牛白血病感染拡大防止措置

- 1) 同一の注射針を複数の牛に飼養しないこと

- 2) 直腸検査及び人工授精時に使用する直検手袋を1頭ごとに必ず交換すること
  - 3) 妊娠鑑定時に用いるエコープローブをカバーで被覆して1頭ごとに交換すること
  - 4) 除角器具、去勢用具、削蹄器具、耳標・鼻環の装着器具等の血液が付着する物品は、洗浄、消毒して使用すること。なお、洗浄と消毒に使用する容器は別容器とすること
- (11) 家畜共済の共済金の支払いに不足を生じる場合には、家畜共済に係る不足金填補準備金並びに特別積立金の合計額をその支払いに充ててもなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減して支払われる場合があります。

## 9 待期間

新規に共済掛金期間が開始した後2週間（この期間を待期間と言います）の間に事故があっても、事故の原因が共済掛金期間の開始後であることが明確でない場合は、補償を受けることができません（導入された家畜については、導入の日の翌日から2週間が待期間となります）。

なお、共済加入者間で取引された家畜（取引前2週間以上前に加入している個体で、当該他の組合員等の飼養する家畜でなくなった後1週間以内に当該組合員の共済関係に付された個体）は、事故の原因が共済掛金期間の開始後であることが明確でない場合の事故でも、共済金を請求することができます。

この場合においては、導入前の飼養者が指定の様式（申出書）により加入情報を組合に提出していることが前提となります。導入前の飼養者に該当したときのため、情報の開示を承諾いただきますようお願いします。

ただし、共済加入者間での取引であったとしても、事故が導入前に発生していた場合（持込事故）には、補償を受けることはできません。

### ◇ 待期間中の事故であっても共済金請求ができる場合

家畜の導入など共済掛金開始日から2週間以内（待期間）に発生した死廃事故及び病傷事故は、原則として共済金が請求できませんが、事故原因が加入後であることが明らかなケースは、共済金が請求できる場合がありますので、家畜の導入及び事故の発生がありましたら速やかに組合へご連絡ください。

#### 【請求可能な事故の例】

分類	事故	事故原因
外傷	切創、挫創、骨折、脱臼、焼死、圧死、溺死など	受傷、滑走、転倒、火災、自然災害など
突発的に発症する病気	中毒など	有害な飼料の摂取など
分娩に起因する病気	乳熱、子宮脱、新生子の生後の感染症など	分娩、新生子の生後感染
その他	事故原因が加入後にある母牛の死亡または廃用に伴う胎仔死	母牛の死亡または廃用

## 【請求方法】

- ① 事故原因の発生した時点が明記された診断書（検案書）  
※ 共済団体の家畜診療所、嘱託・指定獣医師の診療を受けている場合、提出は不要です。
  - ② 事故原因の特定を目的に検査した場合は、検査結果を証明したもの  
※ 検査を外部へ依頼した場合は、検査機関等が証明したもの
  - ③ 火災による事故の場合は、罹災証明書
  - ④ 「母牛の死亡又は廃用に伴う胎子死」の場合は、授精（種付・移植）証明書
- なお、事故発生通知や飼養管理を怠った場合、重大な過失があった場合などは、共済金を支払いできない場合があります。

## 10 共済責任の開始及び共済責任期間（補償期間）

事故が発生したときの補償（以下「共済責任」といいます）は、加入される方が掛金を組合に納めた日の翌日から開始します。共済責任期間は原則として1年間となり、既に共済関係が成立している契約の始期または終期に共済掛金期間を統一する場合に限り、短期引受ができます。

## 11 共済掛金率

農林水産大臣が過去一定年間（原則3年間）の被害率（被害の程度）を基礎として、3年ごとに共済掛金標準率を定め、これを基に事故発生率（損害率）の多寡に応じた21段階の危険段階掛別共済掛金率を設定します。

組合員に適用される掛金率は、過去10か年の事故発生率（損害率）を基礎に、該当する危険段階区分の掛金率を適用します（毎年度、適用する掛金率を見直します）。

農林水産大臣から告示される共済掛金標準率を中間値とし、事故発生率が低い組合員ほど掛金率は低く設定され、事故発生率が高い組合員ほど掛金率が高く設定される仕組みとなっています。

## 12 共済価額

家畜の価額を合計した額を共済価額といいます。家畜の価額は、家畜市場又は食肉市場から得られる平均取引価格等を踏まえ、包括共済家畜区分、品種ごと、月齢ごとの評価額の基準（評価基準）を設定し、評価額を決定します。

## 13 共済金額（補償額）

<死亡廃用共済>

$$\text{共済金額（補償額）} = \text{共済価額} \times \text{付保割合（補償割合）} \text{※}$$

※ 付保割合（補償割合）は共済価額に対し、2割から8割（肉豚は4割から8割）までの間で加入者が選択できますが、補償の充実の観点から8割の選択をお薦めしています。

#### <疾病傷害共済>

共済金額 = 病傷共済金支払限度額※を超えない範囲内において加入者が申出した  
金額

※ 病傷共済金支払限度額 = 共済掛金期間の開始時における家畜の価額の  
合計※1 × 病傷共済金支払限度率※2 × 短期係数

※1 共済掛金期間の開始時における家畜の価額の合計は、農林水産大臣が  
定める1頭当たりの価額(50万円)×頭数が限度となります。

※2 病傷共済金支払限度率は、農林水産大臣が定めます。

### 14 共済掛金

#### <死亡廃用共済>

共済掛金 = 共済金額 × 危険段階別共済掛金率 × 短期係数

国庫負担共済掛金 = 共済金額 × 基準共済掛金率 × 短期係数  
× 国庫負担割合

農家負担共済掛金 = 共済掛金 - 国庫負担額※

#### <疾病傷害共済>

共済掛金 = 共済金額 × 危険段階別共済掛金率

国庫負担共済掛金 = 共済金額 × 基準共済掛金率 × 国庫負担割合

農家負担共済掛金 = 共済掛金 - 国庫負担額※

※ 国庫負担額を定める国庫負担割合は、国庫負担限度額までは牛及び馬は50%、  
豚は40%です。

※ 農家負担掛金の他に加入いただく家畜の種類ごと、規模ごとに応じた事務費賦課  
金をご負担頂きます。

### 15 共済掛金の納入方法

共済掛金期間開始の時に全額お支払いいただく一括納入と4回に分けてお支払いい  
ただく分割納入があります。

分割納入は、包括共済家畜区分ごとに農家負担掛金が5万円以上の場合に限ります。  
分割納入する場合には保証人または担保が必要となりますので、加入時に申し出いた  
だくとともに、組合が提示する分割納入申請書兼確約書を提出いただくことなりま  
す。

### 16 共済掛金の納入期限の取扱い

共済掛金の納入期限(分割納入は1回目の納入期限)は、共済掛金期間開始の前日  
となります。

ただし、継続加入の場合や共済掛金期間開始を他の契約期間の始期に合わせる場合、  
納入期限は2週間猶予されます。

## 17 組合への通知義務

次の場合、加入者から組合への通知が義務づけられています。この通知義務を怠つたり遅れたりすると、共済金の全部または一部が支払われないことや、既に支払った共済金の一部を返還していただく場合がありますので、ご留意願います。

<共通>

- (1) 家畜に去勢、その他大きな手術をするとき。
- (2) 放牧や共進会に出陳するとき。
- (3) 家畜に管理人を定めるときや飼養場所を変えるとき。

<死亡廃用共済>

- (1) 次の異動が生じたとき。
  - ア 農場の譲受、畜舎の増築等、養畜業務の規模の著しい変更に伴う共済目的たる家畜の譲受け。
  - イ 共済事故の発生による飼養頭数の減少を補うことを目的とする共済目的たる家畜の譲受け。
  - ウ 養畜業務の規模の著しい変更に伴い、共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。
- (2) 家畜が死亡または廃用になったとき。
- (3) 母牛が死亡廃用共済に加入していない又は事故除外している場合であっても、胎児が死亡廃用共済に加入している場合は、母牛が死亡あるいは廃用の条件を満たす状態となったとき。
- (4) 家畜が行方不明になったとき。
- (5) 牲畜場において、伝達性海綿状脳症または牛白血病と診断されたとき。

<疾病傷害共済>

- (1) 次の異動が生じた場合であって、共済金額の変更を希望するときは、異動日から2週間以内に組合に申し出てください。
  - ア 共済目的たる家畜を飼養することとなったこと。
  - イ 養畜業務の規模の著しい変更に伴い、共済目的たる家畜を飼養しないこととなったこと。

## 18 期末調整 ※死亡廃用共済のみ

加入者は共済掛金期間終了後（期末）、速やかに牛トレサ情報、飼養状況等（共済掛金期間中に導入、出荷等の牛等の異動を把握）を整理し、組合に連絡してください。整理後、提出いただいた牛トレサ情報、飼養状況に基づき、組合は当該共済掛金期間の引受を再計算し直します。

共済価額に差額が生じた場合、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収または返還します。

## 19 共済関係の解除

- (1) 家畜共済から収入保険制度に移行する場合

期末調整に準じて、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を

再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収または返還を行います。収入保険制度に移行する場合は組合に申し出てください。

(2) 養畜の業務の全部又は一部を止めた場合

死亡廃用共済では期末調整に準じて、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収または返還します。

疾病傷害共済では未経過分の共済掛金を日割で計算した金額を返還します。

養畜の業務の全部又は一部を止めたことに伴い家畜共済の共済関係を解除するときは組合に申し出て下さい。

(3) 告知義務違反による共済関係の解除

加入申込みの際に、故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかったときや、不実の告知をしたときは、共済関係を解除することがあります。

(4) 重大事由による共済関係の解除

次に掲げる事由がある場合には、共済関係を解除します。

ア 共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

イ 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。

ウ 牛トレサ情報または組合員の帳簿その他飼養管理等の記録を利用して、家畜の飼養頭数を効率的に確認することにつき、組合員の協力を得られない場合。

## 20 損害防止の義務

加入者は、加入した家畜について通常の管理及び損害防止を行うとともに、事故が発生したときはその防止軽減に努めてください。これらの努めを怠ったときは、損害の額から防止及び軽減できたと認められる額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合から指示することがあることについてご留意願います。

詳しくは、組合担当者にお問い合わせください。

## 令和2年度家畜共済の評価基準及び評価額（評価資料）

令和2年度評価基準及び評価額（評価資料）を次のとおりとする。  
なお、種豚以外の包括共済家畜区分については、雌雄の両方に適用する。

### 1 育成乳牛

(単位:千円)

月齢	価額
0	250
1	279
2	308
3	337
4	366
5	395
6	424
7	453
8	482
9	511
10	540
11	569
12	598
13	627
14	656
15	685
16	714
17	743
18	772
19	801
20	830
21	859
22	888
23	903

### 2 摺乳牛

(単位:千円)

月齢	価額
24	918
25	933
26	933
27	933
28	933
29	933
30	933
31	933
32	933
33	933
34	933
35	933
36	933
37	933
38	933
39	933
40	933
41	933
42	933
43	917
44	900
45	883
46	866
47	850
48	833
49	816
50	799
51	783
52	766
53	749
54	732
55	716
56	699
57	682
58	665
59	649
60	632
61	615
62	599
63	582

### 3 育成・肥育牛(繁殖用雌牛の育成牛を除く)

(1) 黒毛和種

(単位:千円)

月齢	価額
0	295
1	343
2	390
3	437
4	485
5	532
6	579
7	627
8	674
9	722
10	769
11	800
12	831
13	862
14	893
15	924
16	955
17	986
18	1,017
19	1,048
20	1,079
21	1,110
22	1,141
23	1,171
24	1,202
25	1,233
26	1,264
27	1,295
28	1,326
29	1,357
30	1,388
31~	1,419

(2) 褐毛和種

(単位:千円)

月齢	価額
0	275
1	309
2	343
3	377
4	411
5	445
6	479
7	513
8	547
9	581
10	612
11	643
12	674
13	705
14	736
15	767
16	798
17	829
18	860
19	891
20	922
21	953
22	984
23	1,015
24	1,046
25	1,077
26	1,108
27	1,139
28	1,170
29	1,201
30~	1,232

(3) 交雑種

(単位:千円)

月齢	価額
0	262
1	287
2	311
3	336
4	361
5	386
6	411
7	436
8	461
9	482
10	504
11	526
12	547
13	569
14	590
15	612
16	634
17	655
18	677
19	699
20	720
21	742
22	763
23	785
24	807
25	828
26	850
27~	872

(4) 乳用種

(単位:千円)

月齢	価額
0	124
1	139
2	154
3	169
4	184
5	200
6	215
7	230
8	245
9	251
10	258
11	264
12	270
13	276
14	283
15	289
16	295
17	302
18	308
19	314
20	320
21~	327

#### 4 育成・肥育牛(繁殖用雌牛の育成牛に限る)

(1) 黒毛和種  
(単位:千円)

月齢	価額
0	295
1	340
2	385
3	430
4	475
5	520
6	565
7	609
8	654
9	699
10	744
11	767
12	790
13	813
14	836
15	859
16	883
17	906
18	929
19	952
20	975
21	998
22	1,021
23	1,044

(2) 褐毛和種  
(単位:千円)

月齢	価額
0	275
1	300
2	326
3	351
4	376
5	402
6	427
7	452
8	478
9	503
10	528
11	551
12	574
13	597
14	621
15	644
16	667
17	690
18	713
19	736
20	759
21	782
22	805
23	828

(3) 交雑種  
(単位:千円)

月齢	価額
0	262
1	280
2	298
3	316
4	334
5	352
6	370
7	388
8	406
9	424
10	448
11	471
12	494
13	517
14	540
15	563
16	586
17	609
18	632
19	655
20	678
21	701
22	725
23	748

## 5 繁殖用雌牛

(1) 黒毛和種

月齢	価額
24	1,067
25	1,090
26	1,090
27	1,090
28	1,090
29	1,090
30	1,090
31	1,090
32	1,090
33	1,090
34	1,090
35	1,090
36	1,090
37	1,090
38	1,090
39	1,090
40	1,090
41	1,090
42	1,090
43	1,090
44	1,090
45	1,090
46	1,090
47	1,090
48	1,090
49	1,090
50	1,090
51	1,090
52	1,090
53	1,090
54	1,090
55	1,078
56	1,066
57	1,053
58	1,041
59	1,029
60	1,016
61	1,004
62	992
63	979

(単位:千円)

月齢	価額
64	967
65	955
66	942
67	930
68	918
69	905
70	893
71	881
72	868
73	856
74	844
75	831
76	819
77	807
78	794
79	782
80	770
81	757
82	745
83	733
84	720
85	708
86	696
87	683
88	671
89	659
90	646
91	634
92	622
93	609
94	597
95	585
96	572
97	560
98	548
99	535
100	523
101	511
102	498
103	486

(2) 褐毛和種

月齢	価額
104	474
105	461
106	449
107	437
108~	424
24	851
25	851
26	851
27	851
28	851
29	851
30	851
31	851
32	851
33	851
34	851
35	851
36	851
37	851
38	851
39	851
40	851
41	851
42	851
43	851
44	851
45	851
46	851
47	851
48	851
49	851
50	851
51	851
52	851
53	851
54	851
55	842
56	833
57	824
58	815
59	806
60	797
61	788
62	778
63	769

(単位:千円)

月齢	価額
104	396
105	387
106	378
107	369
108~	360

(3) 交雑種

(単位:千円)

月齢	価額
24	771
25	794
26	794
27	794
28	794
29	794
30	794
31	794
32	794
33	794
34	794
35	794
36	794
37	794
38	794
39	794
40	794
41	794
42	794
43	794
44	794
45	794
46	794
47	794
48	794
49	794
50	794
51	794
52	794
53	794
54	794
55	786
56	778
57	770
58	762
59	754
60	746
61	737
62	729
63	721

月齢	価額
64	713
65	705
66	697
67	689
68	681
69	673
70	665
71	657
72	649
73	641
74	633
75	625
76	617
77	609
78	601
79	593
80	585
81	577
82	569
83	561
84	553
85	544
86	536
87	528
88	520
89	512
90	504
91	496
92	488
93	480
94	472
95	464
96	456
97	448
98	440
99	432
100	424
101	416
102	408
103	400
108~	360

## 6 育成・肥育馬

(1) 農用馬

月齢	価額
0	825
1	849
2	874
3	898
4	923
5	948
6	972
7	997
8	1,022
9	1,046
10	1,071
11	1,095
12	1,120
13	1,145
14	1,155
15	1,165
16	1,176
17	1,186
18	1,196
19	1,207
20	1,217
21	1,227
22	1,238
23	1,248
24	1,258
25	1,269
26	1,279
27	1,289
28	1,300
29	1,310
30	1,320
31	1,331
32	1,341
33	1,351
34	1,362
35	1,372

(2) 中格馬

月齢	価額
36	1,382
37	1,382
38	1,382
39	1,382
40	1,382
41	1,382
42	1,382
43	1,382
44	1,382
45	1,382
46	1,382
47	1,382
48	1,382
49	1,382
50	1,382
51	1,382
52	1,382
53	1,382
54	1,382
55	1,382
56	1,382
57	1,382
58	1,382
59	1,382
60～	1,382
25	634
26	639
27	644
28	650
29	655
30	660
31	665
32	670
33	675
34	681
35	686

(3) 小格馬

(単位:千円)

月齢	価額	月齢	価額
0	165	36	276
1	169	37	276
2	174	38	276
3	179	39	276
4	184	40	276
5	189	41	276
6	194	42	276
7	199	43	276
8	204	44	276
9	209	45	276
10	214	46	276
11	219	47	276
12	224	48	276
13	229	49	276
14	231	50	276
15	233	51	276
16	235	52	276
17	237	53	276
18	239	54	276
19	241	55	276
20	243	56	276
21	245	57	276
22	247	58	276
23	249	59	276
24	251	60～	276
25	253		
26	255		
27	257		
28	260		
29	262		
30	264		
31	266		
32	268		
33	270		
34	272		
35	274		

## 7 育成・肥育馬、繁殖用雌馬

### (1) 農用馬

(単位:千円)

月齢	価額	月齢	価額	月齢	価額	月齢	価額
36	1382	76	1382	116	1177	156	861
37	1382	77	1382	117	1169	157	853
38	1382	78	1382	118	1161	158	845
39	1382	79	1382	119	1153	159	837
40	1382	80	1382	120	1145	160	829
41	1382	81	1382	121	1137	161	821
42	1382	82	1382	122	1129	162	813
43	1382	83	1382	123	1122	163	805
44	1382	84	1382	124	1114	164	797
45	1382	85	1382	125	1106	165	789
46	1382	86	1382	126	1098	166	782
47	1382	87	1382	127	1090	167	774
48	1382	88	1382	128	1082	168	766
49	1382	89	1382	129	1074	169	758
50	1382	90	1382	130	1066	170	750
51	1382	91	1375	131	1058	171	742
52	1382	92	1367	132	1050	172	734
53	1382	93	1359	133	1042	173	726
54	1382	94	1351	134	1035	174	718
55	1382	95	1343	135	1027	175	710
56	1382	96	1335	136	1019	176	702
57	1382	97	1327	137	1011	177	695
58	1382	98	1319	138	1003	178	687
59	1382	99	1311	139	995	179	679
60	1382	100	1303	140	987	180~	671
61	1382	101	1295	141	979		
62	1382	102	1288	142	971		
63	1382	103	1280	143	963		
64	1382	104	1272	144	955		
65	1382	105	1264	145	948		
66	1382	106	1256	146	940		
67	1382	107	1248	147	932		
68	1382	108	1240	148	924		
69	1382	109	1232	149	916		
70	1382	110	1224	150	908		
71	1382	111	1216	151	900		
72	1382	112	1208	152	892		
73	1382	113	1201	153	884		
74	1382	114	1193	154	876		
75	1382	115	1185	155	869		

(2) 中格馬

(単位:千円)

月齢	価額	月齢	価額	月齢	価額	月齢	価額
36	691	76	691	116	588	156	430
37	691	77	691	117	584	157	426
38	691	78	691	118	580	158	422
39	691	79	691	119	576	159	418
40	691	80	691	120	572	160	414
41	691	81	691	121	568	161	410
42	691	82	691	122	564	162	406
43	691	83	691	123	561	163	402
44	691	84	691	124	557	164	398
45	691	85	691	125	553	165	394
46	691	86	691	126	549	166	391
47	691	87	691	127	545	167	387
48	691	88	691	128	541	168	383
49	691	89	691	129	537	169	379
50	691	90	691	130	533	170	375
51	691	91	687	131	529	171	371
52	691	92	683	132	525	172	367
53	691	93	679	133	521	173	363
54	691	94	675	134	517	174	359
55	691	95	671	135	513	175	355
56	691	96	667	136	509	176	351
57	691	97	663	137	505	177	347
58	691	98	659	138	501	178	343
59	691	99	655	139	497	179	339
60	691	100	651	140	493	180~	335
61	691	101	647	141	489		
62	691	102	644	142	485		
63	691	103	640	143	481		
64	691	104	636	144	477		
65	691	105	632	145	474		
66	691	106	628	146	470		
67	691	107	624	147	466		
68	691	108	620	148	462		
69	691	109	616	149	458		
70	691	110	612	150	454		
71	691	111	608	151	450		
72	691	112	604	152	446		
73	691	113	600	153	442		
74	691	114	596	154	438		
75	691	115	592	155	434		

(3) 小格馬

(単位:千円)

月齢	価額	月齢	価額	月齢	価額	月齢	価額
36	276	76	276	116	235	156	172
37	276	77	276	117	233	157	170
38	276	78	276	118	232	158	169
39	276	79	276	119	230	159	167
40	276	80	276	120	229	160	165
41	276	81	276	121	227	161	164
42	276	82	276	122	225	162	162
43	276	83	276	123	224	163	161
44	276	84	276	124	222	164	159
45	276	85	276	125	221	165	157
46	276	86	276	126	219	166	156
47	276	87	276	127	218	167	154
48	276	88	276	128	216	168	153
49	276	89	276	129	214	169	151
50	276	90	276	130	213	170	150
51	276	91	275	131	211	171	148
52	276	92	273	132	210	172	146
53	276	93	271	133	208	173	145
54	276	94	270	134	207	174	143
55	276	95	268	135	205	175	142
56	276	96	267	136	203	176	140
57	276	97	265	137	202	177	139
58	276	98	263	138	200	178	137
59	276	99	262	139	199	179	135
60	276	100	260	140	197	180~	134
61	276	101	259	141	195		
62	276	102	257	142	194		
63	276	103	256	143	192		
64	276	104	254	144	191		
65	276	105	252	145	189		
66	276	106	251	146	188		
67	276	107	249	147	186		
68	276	108	248	148	184		
69	276	109	246	149	183		
70	276	110	244	150	181		
71	276	111	243	151	180		
72	276	112	241	152	178		
73	276	113	240	153	176		
74	276	114	238	154	175		
75	276	115	237	155	173		

## 8 種豚

(1) 雄

(単位:千円)

月齢	価額
0	-
1	-
2	19
3	52
4	85
5	118
6	151
7	155
8	159
9	159
10	159
11	159
12	159
13	159
14	159
15	159
16	159
17	159
18	159
19	159
20	159
21	159
22	159
23	159
24	159
25	159
26	159
27	159
28	159
29	159
30	159
31	159
32	145
33	132
34	118
35	105
36	91
37	78
38	64
39	50
40	37

(2) 雌

(単位:千円)

月齢	価額
0	-
1	-
2	19
3	35
4	51
5	67
6	83
7	87
8	91
9	95
10	98
11	102
12	106
13	106
14	106
15	106
16	106
17	106
18	106
19	106
20	106
21	106
22	106
23	106
24	106
25	106
26	106
27	100
28	95
29	89
30	84
31	78
32	73
33	67
34	62
35	56
36	51
37	45
38	40
39	34
40	29

## 9 肉用種雄牛

(単位:千円)

月齢	価額	月齢	価額	月齢	価額	月齢	価額
0	295	40	990	80	785	120	375
1	346	41	990	81	774	121	364
2	397	42	990	82	764	122	354
3	448	43	990	83	754	123	344
4	499	44	990	84	744	124	334
5	550	45	990	85	733	125	323
6	601	46	990	86	723	126~	313
7	652	47	990	87	713		
8	703	48	990	88	703		
9	754	49	990	89	692		
10	805	50	990	90	682		
11	828	51	990	91	672		
12	851	52	990	92	662		
13	874	53	990	93	651		
14	897	54	990	94	641		
15	921	55	990	95	631		
16	944	56	990	96	621		
17	967	57	990	97	610		
18	990	58	990	98	600		
19	990	59	990	99	590		
20	990	60	990	100	580		
21	990	61	980	101	569		
22	990	62	969	102	559		
23	990	63	959	103	549		
24	990	64	949	104	539		
25	990	65	939	105	528		
26	990	66	928	106	518		
27	990	67	918	107	508		
28	990	68	908	108	498		
29	990	69	898	109	487		
30	990	70	887	110	477		
31	990	71	877	111	467		
32	990	72	867	112	457		
33	990	73	857	113	446		
34	990	74	846	114	436		
35	990	75	836	115	426		
36	990	76	826	116	416		
37	990	77	815	117	405		
38	990	78	805	118	395		
39	990	79	795	119	385		

## 10 共済金の基礎となる胎児の価額

(単位:千円)

畜種	価額
乳用種初生牛価額	124
交雑種初生牛価額	262
褐毛和種初生牛価額	275
黒毛和種初生牛価額	295

## 11 死亡した胎児の共済価額の基礎となる価額

### 1) 育成乳牛

#### (1) 乳用種

(単位:千円)

月齢	価額
0	124
1	139
2	154
3	169
4	184
5	200
6	215
7	230
8	245
9	251
10	258
11	264

### 2) 育成・肥育牛

#### (1) 黒毛和種

(単位:千円)

月齢	価額
0	295
1	343
2	390
3	437
4	485
5	532
6	579
7	627
8	674
9	722
10	769
11	800

#### (2) 褐毛和種

(単位:千円)

月齢	価額
0	275
1	309
2	343
3	377
4	411
5	445
6	479
7	513
8	547
9	581
10	612
11	643

#### (3) 交雑種

(単位:千円)

月齢	価額
0	262
1	287
2	311
3	336
4	361
5	386
6	411
7	436
8	461
9	482
10	504
11	526

## 12 肉豚の評価額

(単位:千円)

価額
12

### 13 疾病傷害共済に適用する評価基準について

家畜区分	用途	品種又は 対象家畜等	適用する評価基準
乳用牛		育成乳牛 搾乳牛	
肉用牛	肥育	黒毛和種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛を除く）の黒毛和種
		褐毛和種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛を除く）の褐毛和種
		交雑種	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛を除く）の交雑種
		ホルスタイン	育成・肥育牛（繁殖用雌牛の育成牛を除く）のホルスタイン
	繁殖	黒毛和種	繁殖用雌牛の黒毛和種
		褐毛和種	繁殖用雌牛の褐毛和種
		交雑種	繁殖用雌牛の交雑種
一般馬	肥育	育成肥育馬	育成・肥育馬（繁殖用雌馬の育成馬を除く）
	繁殖	繁殖用雌馬	繁殖用雌馬
種豚		雄	種豚（雄）
		雌	種豚（雌）
肉用種種雄牛		肉用種種雄牛	肉用種種雄牛

(別表)

## その他の品種等に係る評価基準の適用について

## 1 その他の品種に係る評価基準の適用について

共済目的等		品種	性別	適用する評価基準
家畜共済	育成乳牛 搾乳牛	ジャージー種 その他乳用種	♀	24月齢未満は育成乳牛 24月齢以上は搾乳牛
	育成・肥育牛 (繁殖用雌牛 育成牛を除く)	黒毛和種×褐毛和種 日本短角種 和牛間交雑種 肉専用種	♂♀	育成・肥育牛 (繁殖用雌牛育成牛を除く) 褐毛和種
		ホルスタイン種 ジャージー種 その他乳用種 (肥育のみ目的、搾乳しない)	♀	育成・肥育牛 乳用種
	育成・肥育牛 (繁殖用雌牛 育成牛に限る) 繁殖用雌牛	日本短角種 肉専用種 黒毛和種×褐毛和種	♀	24月齢未満は育成・肥育牛 (繁殖用雌牛の育成牛に限る) の褐毛和種 24月齢以上は繁殖用雌牛の褐毛和種
胎児・初生牛		乳用種×肉用種 交雑種×肉用種	♂♀	交雑種初生牛
		肉用種間の交雑種及び黒毛和種以外の 肉用種	♂♀	褐毛和種初生牛

## 2 飼養の目的が変更となった場合の適用について

元の飼養目的	適用する共済目的	適用する評価基準
育成乳牛及び搾乳牛よりした場合		月齢に関わらず搾乳牛の評価基準の終点価額。
繁殖用雌牛よりした場合	育成・肥育牛	繁殖用雌牛 黒毛和種、繁殖用雌牛 褐毛和種、繁殖用雌牛 交雑種において、月齢に関わらずそれぞれの評価基準の終点価額。

## 3 搾乳又は繁殖に供した個体を肥育用に用途変更した場合に適用する評価区分

品種	適用する共済目的	適用する価額
乳用種		搾乳牛の終点価額
黒毛和種		繁殖用雌牛 (黒毛和種) の終点価額
褐毛和種	育成・肥育牛	繁殖用雌牛 (褐毛和種) の終点価額
交雑種		繁殖用雌牛 (交雑種) の終点価額